

## 植民地期朝鮮における普通学校の農業科と勸農政策

——一九一〇年代を中心に——

土井 浩 嗣

### 一 はじめに

朝鮮の植民地農政の原点は、日露戦争下で農商務省が主導した「韓国土地農産調査」にもとめることができる。日本人農学者によって実施されたこの調査は、朝鮮全土を網羅する最も大規模かつ精緻な農事調査であり、その後の農政確立の基礎となる膨大な資料を提供すると同時に、勸業模範場や水原農林学校など勸農機関設置の直接的な契機となった。しかしながら、朝鮮の植民地農政の本格的な開始という点でいえば、それは併合から一年半余りが経過した一九一二（明治四五・大正元）年の時点であったということができよう。この年の三月、朝鮮総督寺内正毅は、棉作・畜牛・米作・蚕業の改良増殖に関する四つの訓令を相次いで公布し、朝鮮の重要農産物についてその改良方針を具体的に指示するに至っているのである。この訓令公布の背景には、勸業模範場・種苗場、農業学校、農会など主に農業技術面から植民地農政を支える朝鮮の勸農体制が、まさにこの一二二年の時点で朝鮮各道にひとまず整備されたことが大きく関係していると考えられる。<sup>(1)</sup>

元来、この勸農体制は、日本「内地」（以下、括弧とる）で明治三〇年代までに完成されたものであり、朝鮮には併合前後の時期にその移植が進められた。勸農体制は、農事試験場などの農事試験研究機関、農業学校などの農業教育機関、農会などの農業団体、そして行政官庁という多種多様な機関・組織によって成り立っていたが、その本質は、農学会発表の『興農論策』（一八九一年一月）にもある通り、農村・農民に対する「直接間接ノ農

業教育」であつたといつてよい。<sup>(2)</sup> その意味で、勸農体制を構成する各機関・組織は、農村現場で広義の「農業教育」を実現するためのさまざまな「手段」であつたといえるのである。さらに進んで、この広義の「農業教育」の内容を整理するならば、新たな農業技術を農村現場に普及させようとするとき、まずは主にことを介して農業に關する知識や情報が農民に伝達される。これには農業技術者による説明・指導はもちろんのこと、場合によっては警察権力による暴力的「強制」も含まれている。しかし、農業技術を農村現場で実際に普及・定着させていくためには、それ以外に農民自身が反復練習や実体験を経て農作物の栽培方法や農機具の操作方法などに習熟していく過程が極めて重要であつたと考えられるのである。<sup>(3)</sup>

こうした研究視角は、日本内地のみならず勸農体制が移植された植民地朝鮮でも同様に有効であることはいうまでもない。朝鮮の植民地農政は、農業技術面から見れば、日本で確立された近代農学の朝鮮への全面的移植であつたと特徴づけられるが、その実態を解明するためには、従来から指摘されている警察権力による農事改良の強制という見方だけでは不十分であろう。それよりもむしろ朝鮮の勸農体制の枠組みを通じて、近代農学を理解し習得した朝鮮人農民を植民地農政の「担い手」としてどのように育成しようと試みたのかという課題を追究することが何よりも重要であると考える。

そこで、本稿では、以上述べたような問題意識に基づいて、日本内地の尋常小学校に該当する朝鮮の普通学校で一九一〇年代を中心に広範に実施された、農業科<sup>(4)</sup>を核とする農業教育に着目することにした。具体的には次の三つの段階を踏んで考察していく。

まず最初に、日本内地の教育政策の動向、とりわけ高等小学校での農業科の普及・定着や戊申詔書発布に焦点を当て、朝鮮の普通学校における農業科の準必修科目化について整理していく。次に、普通学校の農業科の教育内容について、学校内と学校外に区別してその実態を明らかにしていく。学校内の活動では、教科書を軸として主にことを介して教授される学科と、学校園・実習地・学校林を使用して実施される農業実習について、また学校外の活動では、生産物配付、「一坪農業」や卒業生指導など学校周辺地域への勸農活動の側面について取り

上げる。そして最後に、普通学校農業科のもつ限界性と有効性の両面について検討し、一〇年代における植民地農政の「担い手」育成の試みに若干の考察を加えることにする。なお、朝鮮人生徒を対象とする普通学校には、官立・公立・私立の三種が存在したが、その大多数は公立普通学校であった。<sup>(5)</sup> よって本稿では、基本的に公立普通学校を研究対象として設定している。

それでは、本論に入る前に、植民地期朝鮮の普通学校における農業科および農業教育に関連する先行研究を整理しておくことにしよう。

朝鮮の普通学校をめぐる従来の研究は、大きく分けて二つの方向から分析が進められてきた。一つは、「朝鮮教育令」「普通学校規則」などの関係法令や教育制度の内容あるいはその変遷に注目することで、朝鮮総督府の教育政策の特徴を把握しようとするものである。もう一つは、植民地教育政策がもつ同化主義的側面を究明するために、それと直結する「国語」や「修身」などの教科目の教授内容を教科書の記述などから考察しようとするものである。しかしその反面、本稿が研究対象とする農業科をはじめ商業科、手工科などの実業的教科目に関する研究は、日韓両国でこれまでほとんど行われてこなかった。

そのなかで普通学校の農業科もしくは実業科に関する数少ない先行研究として、呉成哲と稲葉継雄の研究を挙げるができる。呉成哲の「植民地朝鮮の普通学校における職業教育」(二〇〇〇年)<sup>(6)</sup>は、普通学校における一九二九(昭和四)年の職業科の必修科目化と三〇年代前半の「教育実際化」政策について、教育内容の実際も含めて整理・考察したものである。ただし、呉成哲の分析は、同じ時期に朝鮮全土で展開された農村振興運動の一環として位置づける傾向が強く、二〇年代以前の実業科の動向については十分な注意が払われていない嫌がある。<sup>(7)</sup> 次に、稲葉継雄の『朝鮮植民地教育政策史の再検討』(二〇一〇年)<sup>(8)</sup>では、「寺内が初等普通教育に次いで重視したのは実業教育であった」と述べ、その具体例として「普通学校における実業科目(農業初歩、商業初歩)の準必修化」を指摘しているが、より踏み込んだ実態解明までは行われていない。<sup>(9)</sup>

そこで、本稿の考察にとって大いに参考となるのが、日本内地の高等小学校における農業科に関する研究であ

る。残念ながら近代日本教育史研究の中でもこの領域に関する研究は比較的少ないが、明治後期から大正期における実業科の実施状況とその内容を丁寧に分析した森下一期の研究<sup>10)</sup>、「一坪農業」の実態や教科書編纂発行状況の整理から農業科の教育実態の一端を明らかにした大河内信夫の研究<sup>11)</sup>、戦前の高等小学校制度を歴史的・実証的に考察した三羽光彦の研究は<sup>12)</sup>、極めて重要な先行研究であると位置づけられる。

## 二 普通学校における農業科の普及

### (1) 農業科の準必修科目化

まず初めに、一九一〇年代の朝鮮の普通学校において農業科、正確に言えば「農業初歩」が法令上どのような規定されていたのかを確認することにする。

朝鮮総督府は、併合の翌年一九一一年(明治四四)年八月二四日に勅令第二二九号「朝鮮教育令」、いわゆる第一次朝鮮教育令を公布し、植民地朝鮮の教育制度を確立した。この法令は、朝鮮人教育のみを対象とした法令であり、同年一月一日に施行されたが、同時に普通学校・高等普通学校・実業学校など各学校の規程も制定された。したがって、一〇年代の普通学校の法的内容に関しては、「朝鮮教育令」と「普通学校規則」(一九一一年一〇月二〇日公布、同年一月一日施行)という主に二つの法令の条文等をもって把握することができる。

教育令では、教育の種類を普通教育・実業教育・専門教育に区別しているが、このうち普通教育に関しては、「普通ノ知識技能ヲ授ケテ二国民タルノ性格ヲ涵養シ国語ヲ普及スルコトヲ目的トス」と定義されている<sup>13)</sup>。そして、初等普通教育機関である普通学校に関しては、「児童ニ国民教育ノ基礎タル普通教育ヲ為ス所ニシテ身体ノ発達ニ留意シ国語ヲ教ヘ徳育ヲ施シ国民タルノ性格ヲ養成シ其ノ生活ニ必須ナル普通ノ知識技能ヲ授ク」るものと規定されている<sup>14)</sup>。

普通学校の修業年限は本則四年とし、土地の状況によって一年短縮することができた<sup>15)</sup>。入学資格は年齢八年以

〔表－1〕 普通学校教科課程および毎週教授時数表

教科目	第1学年		第2学年		第3学年		第4学年	
	時数	課程	時数	課程	時数	課程	時数	課程
修身	1	修身ノ要旨	1	同 左	1	同 左	1	同 左
国 語	10	読方、解釈、会話、暗誦、書取、作文、習字	10	同 左	10	同 左	10	同 左
朝鮮語及漢文	6	読方、解釈、暗誦、書取、作文	6	同 左	5	同 左	5	同 左
算 術	6	整 数	6	同 左	6	同左、小数、諸等数、珠算	6	分数、比例、歩合算、求積、珠算
理 科					2	自然界ノ事物現象及其ノ利用	2	同左、人身生理及衛生ノ大要
唱 歌	3	単音唱歌	3	同 左	3	同 左	3	同 左
体 操		遊戯、普通体操		同 左		同 左		同 左
図 画		自在画		同 左		同 左		同 左
手 工		簡易ナル細工		同 左		同 左		同 左
裁縫及手芸		運針法、普通衣類ノ縫ヒ方、簡易ナル手芸		普通衣類ノ縫ヒ方、裁キ方、簡易ナル手芸		同左及衣類ノ縫ヒ方		同 左
農業初歩						農業ノ初歩及実習		同 左
商業初歩						商業ノ初歩		同 左
計	26		26		27		27	

(出典)「普通学校規則」(1911年10月20日公布、同年11月1日施行)(『朝鮮總督府官報』明治44年10月20日付号外、1~4頁) 附属の別表より作成。

上の者であったから、年齢八〜一年の朝鮮人生徒の就学が原則であった。普通学校の教科目には、必須科目(必設必修科目)として「修身」「国語(日本語)」「朝鮮語及漢文」「算術」の四科目があり、それ以外に土地の状況により当分欠くことができる随意科目(加設随意科目)として「理科」「唱歌」「体操」「図画」「手工」「裁縫及手芸」「農業初歩」「商業初歩」が設けられた。これらのうち「手工」は男子のみ、「裁縫及手芸」は女子のみを対象とした。また、「農業初歩」「商業初歩」は男子のみを対象とし、どちらか一方のみを課すことが定められていた。<sup>18)</sup>「表-1」で学年別の各教科目の毎週教授時数を見ると、必須科目と「理科」「唱歌」「体操」で教授時数が明記されているのに対して、「農業初歩」を含むそれ以外の教科目では教授時数が全く示されていない。

このように「普通学校規則」ほか法令の解釈のみからいえば、農業科(「農業初歩」)は、加設随意科目にとどまり、実習を含めた毎週教授時数も明示されていないことから、普通学校の教科目中、相対的に下位に位置づけられるものと判断されるのである。

しかし、実際の普通学校では、法令から受ける印象

とは大きく異なり、農業科は積極的かつ広範囲にわたって実施されていた。例えば、一九一〇年代に朝鮮総督府学務課長を長期間務め、当時の教育政策全般を熟知していた弓削幸太郎<sup>(19)</sup>は、農業科の実施状況について次のように記述している。

普通学校の教科目に農業初歩並に商業初歩と云ふものがある。此の二科目は生徒には其の一つを課する。又土地状況によりて二者とも之を欠くことを得るの規定である。此の二科を欠くことを得る教科目とした所以は教師を得ることの困難等を顧慮したのであつたが、教師は講習其他の方法により極力準備を急ぎ、教育令実施後間もなく殆んど総ての学校に之を課することを得るやうになつた。特に農業初歩を課する学校が多かつた。全朝鮮の普通公立学校は恰かも農学校であるかの如く農業実習を盛んに行なつたのである。之れは総督の熱心なる奨励の結果である。之れを以て農業初歩商業初歩は当分の間土地の事情に依り之を欠くことを得と云ふ規定は実際に於ては空文同様になつた。<sup>(20)</sup>

この弓削幸太郎の記述は、現場の実態として農業科が大多数の普通学校で設けられ、農業実習を精力的に行うことで、あたかも農学校であるかのような様相を呈していたことを如実に物語っている。

こうした学務官僚からの証言のみならず、現場の日本人教員たちも普通学校の教科目中に占める農業科の重要性を明言している。なかでも平安南道・鎮南浦公立普通学校長の南庄之助は、一九一六（大正五）年五月の公立普通学校内地人教員講習会で次のような講話を行っている。

私は農村普通学校に於ては国語科並に農業科を中心として他の教科を取扱ひ、教授も此の二科を中心として行はなければならぬ。換言すれば此の二科に他の教科を結び付けて教授上の施設経営をしなければならぬものと思ふのであります。<sup>(21)</sup>

彼の講話の内容は、その年の三月まで五年余り勤めた平安南道・順安公立普通学校での経験をもとにしたものであるが、朝鮮総督府主催の講習会での講話であることから推測して、この時点の総督府の政策方針とほぼ一致したものと見なすことができる。つまり、農村部の普通学校では、「忠良ナル国民」の精神を涵養する国語科（「国語」と並んで、農業科（農業初歩）が学校教育の基軸となっていたのである。

それでは、ここで統計数値からも農業科の加設状況を見ておくことにしよう。一九一五（大正四）年度現在の調査によると、普通学校三八三校中、農業科を課すものは二六一校で六八・一％、商業科を課すものは八校で二・一％、手工科を課すものは四〇校で一〇・四％であった。<sup>22)</sup> 数値だけを見ると、農業科を課す学校が商業科や手工科を課す学校に比べ圧倒的に多かつたものの、大部分の学校で加設されていたとまでは必ずしもいいがたい状況である。しかしながら、都市部あるいは山間過疎地の普通学校では、農業科を設けない、もしくは設けられない学校もあつたと見られるので、標準的な農村部の普通学校に限定すれば、大多数の普通学校で農業科が加設されたのではないかと判断される。<sup>23)</sup>

ここまでの分析の結果から、一九一〇年代の朝鮮の普通学校で、法令上加設随意科目であつた農業科が、実際には必須科目に迫る準必修科目として実施されていたことが明確となつた。では、なぜ尋常小学校に当たる朝鮮の普通学校で農業科が準必修科目化されたのか。その背景を日本内地の教育政策の動向から探ることにしたい。

## （2）日本内地の高等小学校における農業科の定着

朝鮮の普通学校における農業科の準必修科目化の背景には、日本内地の教育政策のうち次の二つが大きな影響を及ぼしていたと考えられる。

第一は、高等小学校における農業科の普及・定着である。

そもそも高等小学校に農業科を含む実業科が設置されたのは、一八八六（明治一九）年四月の小学校令（第一次小学校令）制定時に遡る。すなわち、修業年限四年の高等小学校で、「土地ノ情況ニ因テハ英語農業手工商

業ノ一科若クハ二科ヲ加フルコトヲ得」として、「農業」「商業」「手工」が加設科目となったのである。<sup>24)</sup>その後、九〇年一〇月の小学校令(第二次小学校令)では大きな変更は加えられず、続く一九〇〇年八月の小学校令(第三次小学校令)では、二年制高等小学校で「手工」のみ、三年制・四年制高等小学校で「農業」「商業」「手工」が加設随意科目となっている。<sup>25)</sup>

第二次小学校令以降、全国で高等小学校の設置が急速に進展すると、高等小学校自体の性格も徐々に変化していった。明治前半期には、都市部を中心に単独で設置され、中等教育の代替としての性格を有していたものが、明治末頃には、農村部を中心に尋常小学校の延長として設置され、初等教育の補習的な性格を帯びるようになってきたのである。それにもなつて教科目の面では、農業科を中心とした実業的な教科目が重視されることになった。<sup>26)</sup>

法令上で見れば、その最初の転機は、一九〇三(明治三六)年三月の小学校令中改正である。この改正で、三年制・四年制高等小学校の男子について「手工、農業、商業ノ一科目若ハ数科目ヲ加フ」として、実業科(「手工」「農業」「商業」)が加設を原則とする加設必修科目と定められ、第三・四学年で毎週三時間が配当された(二年制高等小学校や女子対象の「手工」では随意科目とする)<sup>27)</sup>。さらに〇七年三月の改正によつて義務教育年限六年制が実施されると、高等小学校は二年制が基本となったが、ここでは「手工」が加設必修科目、「農業」「商業」が加設随意科目と規定された。<sup>28)</sup>そして、実業科の普及・定着が確定したのが一九一一年七月の改正である。この改正で「手工」「農業」「商業」という実業科はすべて加設必修科目となったほか、毎週教授時数も男子で二時間から六時間へと大幅に増加された(男子は四時間に減すること可、女子はすべて二時間配当)<sup>29)</sup>。

改正の結果、高等小学校において実業科の設置が一段と進み、なかでも農業科は設置校数、設置比率ともに増加することになった。(表1-2)を見ると、義務教育六年制実施直後の一九〇八年度に実業科設置率八二・七%、農業科の設置校数五四八五校、設置比率六七・四%であったものが、一二年年度には実業科設置率九四・五%、農業科の設置校数七七五八校、設置比率八一・五%、一八年度には実業科設置率九六・八%、農業科の設置校数



〔表－2〕 高等小学校実業科の加設数・加設率の推移

年度	学校数	手工科		農業科		商業科		実業科 設置率
		校数	比率	校数	比率	校数	比率	
1900	5119	9	0.2	424	8.3	27	0.5	8.8
1901	6354	23	0.4	681	10.7	58	0.9	11.9
1902	6998	33	0.5	1141	16.3	77	1.1	17.7
1903	7408	102	1.4	1533	20.7	108	1.5	23.0
1904	7705	528	6.9	4135	53.7	388	5	62.0
1905	8143	1002	12.3	4776	58.7	510	6.3	70.8
1906	8673	1253	14.5	5043	58.2	530	6.1	71.0
1907	9242	1546	16.7	5321	57.6	538	5.8	71.8
1908	8137	2219	27.3	5485	67.4	533	6.6	82.7
1909	8350	3104	37.2	6100	73.1	552	6.6	88.8
1910	8803	3972	45.1	6700	76.1	576	6.5	91.1
1911	9140	4039	44.2	7235	79.2	624	6.8	93.3
1912	9515	2457	25.8	7758	81.5	745	7.8	94.5
1913	9689	2134	22.0	8167	84.3	809	8.4	96.3
1914	9896	1935	19.6	8430	85.2	774	7.8	96.4
1915	10072	1778	17.7	8628	85.7	811	8.1	96.9
1916	10267	1711	16.7	8859	86.3	821	8.0	97.1
1917	10439	1552	14.9	9111	87.3	841	8.1	97.0
1918	10709	1454	13.6	9333	87.2	861	8.0	96.8

(比率単位 %)

(出典) 森下一期「普通教育における職業教育に関する一考察—1911 (M44) 年小学校令改正後の高等小学校の実業科を中心に—」(『名古屋大学教育学部紀要 教育学科』35巻、1989年3月) 230頁より作成。

(備考) 年度の太実線は小学校令改正年度を表す。

九三三三校、設置比率八七・二%にまでなっているのである。

なお、教授時数の大幅増加にもなつて、農業科ではそれまでの「農業ニ関スル普通ノ知識」を教授する学科に加えて実習が広く実施されるようになり、そのために実習地の設置も急激に進められていった。また反対に、手工科は、従来男子では製図や木金工などを実施していたが、教授時数増加に対応できるような内容に乏しくその後次第に不振に陥ることになった。<sup>30)</sup>

こうした日本内地の高等小学校における農業科の普及・定着は、併合前後期に進行していた朝鮮の教育政策の検討・立案作業に少なからぬ影響を与えたものと考えられる。

### (3) 併合前後期の実業教育重視方針と戊申詔書

第二として、朝鮮における新たな教育政策の立案過程に対する戊申詔書の影響が挙げられる。

戊申詔書は、第二次桂太郎内閣の平田東助内相の強い要請によつて一九〇八(明治四一)年一月一三日に発布された。この詔書は、日露戦後帝

国主義国家として国力の増進が強調される反面、資本主義の浸透につれ都市や農村で矛盾が顕在化するという錯綜した国内情勢の中で、その対応策の一つとして作成されたものである。その内容は、国運の発展のために、「忠実業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ実ニ就キ荒怠相誡メ自彊息マサルヘシ」という七項目の徳の実践を求めたものであり、平田東助の言葉を借りれば「経済と道徳の調和」が基本的なモチーフであった。戊申詔書は、発布後一般には広く「勤儉詔書」と理解されたほか、内務省を中心に地方改良運動の思想的支柱として全国で宣伝・普及が図られた<sup>31)</sup>。

さらに、この戊申詔書の趣旨は、小松原英太郎文相の教育政策にも色濃く反映された。例えば、詔書発布直後の一五日に、地方長官会議で小松原文相が「蓋し忠孝を重じ、信義を尚び、勤儉事に従ひ、忠実業に服し、華を去りて実に就くは、我日本民族固有の特性にして、実に国民の性格たり……今日の国民が国家に対する重大なる責任を尽さんと欲せば、将来に於ても尚一層此の性格を涵養せざるべからず、而して此の国民の性格を涵養するもの、主として之を教育に待たずんばならず<sup>32)</sup>」と述べ、道徳教育の振興と実業教育の奨励を訓示したことなどは、平田東助のモチーフとの完全な一致であった。具体的な政策としては、小松原文相の下で実業教育の振興が図られ、特に普通教育中への実業教育的要素の導入が推進された。先に見た一九一一年の小学校令改正による高等小学校での実業科の加設必修科目化や教授時数の大幅増加といった措置は、こうした施策のうちの一つであった<sup>33)</sup>。

併合前後の時期、折しも新たな教育政策の立案途上にあつた朝鮮でも、戊申詔書は重要な政策理念の一つとして取り入れられることになった。この時期の朝鮮では、朝鮮人に対する教育方針の中に教育勅語をどのように位置づけるかが重大な問題となつていた。しかし、教育勅語は、「皇祖祖宗ノ遺訓」であることに道徳的な正当性の根拠を求める内容であり、日本内地はともかく「外地」朝鮮ではたちどころに矛盾を露呈し安易に導入することはできないと考えられた。そこで、教育勅語に代わる朝鮮の教育方針の機軸に据えられることになったのが戊申詔書であった。それというのも、戊申詔書は教育勅語とは異なり、「文明ノ恵沢」という普遍主義的な理念を掲げており、またその趣旨である「勤儉」は朝鮮人学生・生徒に教育すべきものであると考えられたからであ

る。<sup>34)</sup> こうして一九一〇年八月二九日の併合時に寺内正毅統監が発した「韓国併合ニ関スル諭告」にも、戊申詔書の趣旨が次のように反映される結果となったのである。

顧フ二人文ノ發達ハ後進ノ教育ニ俟タサルヘカラス而シテ教育ノ要ハ智ヲ進メ徳ヲ磨キ以テ修身齊家ニ資スルニ在リ然ルニ諸生動モスレハ勞ヲ厭ヒ逸ニ就キ徒ニ空理ヲ談シテ放漫ニ流レ終ニ無為徒食ノ遊民タル者往タニシテ之レ有リ自今宜シク其ノ弊ヲ矯メ華ヲ去リ実ニ就キ懶惰ノ陋習ヲ一洗シテ勤儉ノ美風ヲ涵養スルコトニ努ムヘシ<sup>35)</sup>

朝鮮への戊申詔書の導入は、普通教育と合わせて実業教育を重視するという形で個別の政策に反映されていた。

ちなみに時期を溯れば、韓国政府学部が一九〇六（明治三九・光武一〇）年八月二七日に公布した「普通学校令」（同年九月一日施行）で、すでに普通学校への実業教育の導入が明記されている。この法令は、朝鮮（韓国）の初等普通教育機関である普通学校について、入学年齢を八〜一二歳（当面は一四歳まで入学可能）、修業年限を四年と定め、日本内地の尋常小学校と高等小学校にまたがる年齢の生徒を收容することとしていた。そして、教科目について、「修身」「国語」「漢文」「日語」「算術」「地理歴史」「理科」「図画」「体操」、女子対象の「手芸」のほかに、「時宜ニ依リ唱歌、手工、農業、商業中一科目或ハ幾科目ヲ加フルコトヲ得」と規定して、実業科を<sup>36)</sup>加設科目として組み入れていたのである。

やがて朝鮮総督府で朝鮮の新しい学制、すなわち「朝鮮教育令」の立案・制定作業が進められていく中で、実業教育重視の方針は一層確固としたものとなっていく。例えば、教育令の制定過程を示す資料には、寺内正毅総督の次のような論告が残されている。

二、朝鮮人学校ニ対シテハ国語ノ学習ト実業ニ関スル知識技能ノ修得ニ留意セシメ且ツ従来ノ習慣風俗ヲ斟酌スルト共ニ順良、誠実、勤勞ノ民タラシムルヲ期シ学校ノ主脳タル内地人教官ヲシテ常ニ其職責ニ顧ミ各教師ヲ指導シテ教化学校内外ニ及ヒ地方父老ヲシテ信賴寄託スル所アルニ至ラシムヘキ旨記述スルコト<sup>37)</sup>

要するに、寺内総督は、朝鮮人対象の学校において国語（日本語）の学習および実業に関する知識技能の習得を中心とするよう指示しているのである。また、正確な作成時期は不明だが、学務事務官澤誠太郎の『農業教育ニ関スル私見』には、「大都会以外ノ各普通学校三四学年級ニハ必須科トシテ農業科ヲ課スルノ必要アリ……実業ノ趣味ト勤勞ノ習慣ヲ養ヒ出テ、着実勤勞ノ民タラシムルコトヲ要ス斯ノ如クシテ汎ク地方ノ各普通学校ニ課シ全土ヲ挙ゲテ実業及勤勞ノ美風ヲ興サシムルハ最モ緊要ナル事項ニ屬ス」とあり、普通学校における農業科の必須科目化を主張する意見も披露されている<sup>38)</sup>。

植民地朝鮮の教育政策における戊申詔書の導入と実業教育の重視は、朝鮮教育令制定をもってひとまず確定するが、こうした方針は一〇年代を通じて堅持されることになった。さらにこの方針を土台として、総督府が作り出したと願う理想的な朝鮮人像が当局者からしばしば語られることになった。

教育令公布と重なる一九一一年八月七く二六日に開催された普通学校教監講習会では、開会に際して関屋貞三郎学務局長から次のような訓示が行われている。

## 第二、普通学校教育ノ方針〔中略〕

次ニ教育ノ要ハ民度ノ實際ニ適ヒ時勢ノ要求ニ応セサル可カラス時勢ニ伴ハサル旧時ノ教育ヲ施スノ不可ナルハ勿論徒ラニ高遠ニ走り社会ノ實際ト遠カルカ如キハ寧ロ教育アル遊民ヲ作ル所以ニシテ深ク戒メサル可カラス要ハ實用ニ適スル人物ヲ作ルニ在リ從テ卒業生ノ方針ニ就テモ財力、体力、能力等ノ点ニ鑑ミ適當ニ指導スルヲ要ス徒ニ上級ノ学校ニ入学スルコトヲ奨励スルカ如キハ不可ナリ普通学校ハ階級教育ノ機関ニア

ラス夫レ自身教養ノ目的アルヲ忘ル可カラス

之ヲ要スルニ普通学校ハ著實穩健ニシテ勤勉ナル国民ヲ養成スルヲ主要トス近ク發布セラルヘキ新学制亦此  
主旨ニ基キ立案セラレタルヲ以テ諸君ハ常ニ此趣旨ニ則リ教養ニカメラレムコトヲ望ム<sup>(40)</sup>

つまり、ここでは理想的な朝鮮人像が、「実用ニ適スル人物」や「著實穩健ニシテ勤勉ナル国民」という言葉で表現されているのである。もう一つ同種の資料として、一九一三（大正二）年二月六日、各道内務部長会議における寺内正毅総督の訓示の一部を挙げておこう。

今日ノ朝鮮デハ高尚ナ学問ハ先ツ朝鮮人ニハ未ダサウ急イデ為サシメル迄ノ程度ニ行ツテ居ナイノデ、今日ハ卑近ナル所ノ普通教育ヲ施シ一人前トシテ働キ得ル人間ヲ作ルコトニ眼目ヲ置カネバナラス、随テ学校ハ此ノ目的デ教育ノコトヲ進メテ行キ、卒業者ガ家ニ帰ツテ先進者トシテ同胞ヲ指導シ得ル知識ヲ与ヘルコトヲ忘レテハナラス、故ニ普通学校教育ノ傍ニ於テモ実業上ノ知識ヲ注入スル必要ガアル<sup>(41)</sup>

以上の資料を総合すると、朝鮮総督府は、朝鮮人生徒を収容する普通学校において、単なる学問的知識の習得や上級学校への進学を目的とする教育ではなく、日常生活に直結するような簡便で実用的な教育を施し、いちはやく社会の実務に従事できるような人物を短期間に養成する教育を目指していたと要約することができる。そのため総督府は、高等小学校での農業科の定着や戊申詔書の発布といった日本内地の教育政策の動向を強く反映する形で、普通学校で農業科の準必修科目化を実施することになったのである。加えて、全体として見れば、一九一〇年代の朝鮮の普通学校は、尋常小学校と高等小学校の教育内容を半分の修業年限（八年から四年に）で圧縮して教授すると同時に、高等小学校と同様に上級学校への接続を前提としない「完成教育」を施す学校として想定されていたと考えられるのである。

### 三 普通学校における農業科の内容——学校内での農業教育

朝鮮の普通学校で農業科（「農業初歩」）は、法令とは異なり准必修科目として農村部を中心に広く実施された。ここでは、学校内での農業科の教育活動がどのような内容や方法で実施されたのか、教育・農業関係雑誌の掲載記事を中心に出来得る限り具体的に見てみることにする。

ちなみに、農業科の教科内容に関しては、普通学校規則第一八条で次のように規定されていた。

農業初歩ハ農業ニ関スル近易ナル知識技能ヲ授ケ農業ノ趣味ヲ与ヘ勤勞ヲ尚フノ習慣ヲ養フコトヲ要旨トス  
土地ノ状況ニ依リ農業ニ代ヘ水産業ニ関スル近易ナル知識技能ヲ授ケ又ハ農業ニ併セ授クルコトアルヘシ  
農業初歩ハ耕耘、栽培、養蚕、植樹等ニ付其ノ土地ニ適切ニシテ兒童ノ理解シ易キ事項ヲ授クヘシ  
農業初歩ヲ授クルニハ特ニ理科等ノ教授事項ト連絡シテ補益セシメ成ルヘク実習ヲ課スヘシ

規定内容を整理すると、農業科の教育活動は、教授方法によって大きく二つに大別することができる。一つは、教室内で主にことばを介して農業の新しい知識や情報を学習する学科であり、もう一つは、教室外で体を動かして農作物の栽培方法や農機具の操作方法を習熟する農業実習である。そして、全体を通じて農業に関する知識や技術だけでなく、勤労を尊ぶ精神を身につけさせる精神教化、道德教育が重要視されたのである。

まず最初に、教室内での学科から見ていこう。普通学校規則によれば、農業科は第三・四学年の男子を対象に実施されたが、毎週教授時数は空欄で何も記載されていない（表—1—参照）。朝鮮教育令制定に関する資料を見ても、唯一『朝鮮学制案ノ要旨』に第三学年以上の男子に実業科二時間以上という記載があるだけで、そのほかの資料ではすべて空欄となっている<sup>(14)</sup>。それでは、学校現場で農業科は何時間程度教授されていたのか。そこで、具体的な事例として、咸鏡南道の「普通学校農業施設標準」を参照すると、農業科の毎週教授時間は正科時

間内二時間とあることから、実際の普通学校では週二時間を基本に運営されていたと推測される。<sup>(43)</sup>

ところで、同資料によれば、農業科の学科授業は、基本的には教科書である朝鮮総督府編纂『普通学校農業書』に準拠して行われたという。ただし、その一方で、道の勸業方針である五大必行事項や奨励事項に対応することも要求され、その内容が仮に教科書にない場合は、別に時間を設けて教授することになっていた。<sup>(44)</sup>

こうした教科書を中心とした教育活動のほかに、学校内での行事や集会などさまざまな機会をとらえて学科の内容を補充する試みもなされていた。例えば、京畿道・汝山公立普通学校では、国語講習会や生産物試食会など生徒が集合する機会を利用して、「本道郡の気候及一般的土質」「全人口に対する農業者数及耕地面積等」「其地方に適する作物の種類及改良すべき点等」「其地方の勸業方針の大意」「二宮尊徳翁の事蹟」「篤農家の事蹟」「農林業改良発達に関係ある諸機関」「朝鮮農林業改良発達の趨勢」などの講演を行い、「教科書を補充し農業上の常識を補ひ趣味を一層深からしめ」る努力がなされていた。<sup>(45)</sup>

次に、教室外での農業実習について見てみよう。前述した平安南道・鎮南浦公立普通学校長の南庄之助は、農村部の普通学校における農業教育の要点として「農業に関する施設を充分にすること。殊に実習に重きを置くこと」<sup>(46)</sup>を指摘し、さらにその理由として以下のような説明を行っている。

農業上の知識は単に教科書の上ばかりで授け得らるゝものでない。況んや技能や勤労を尚ぶ習慣に於てをやです。即ち実習によつて確実なる農業上の知識技能を授け、且つ其の趣味を附与し勤労を好愛するの習慣を養ふことが出来るのでございます。これ即ち実習中心主義を主張する所以でございます。<sup>(47)</sup>

すなわち、農業実習は、農業に関する知識や技術、また勤労の精神を確実に身につけていくための必須の手段であると認識されていたのである。その結果、農業実習は、農業科の中でも最も重要な教育活動として精力的に実施されることになったのである。

さて、農業実習は、農業科が課された第三・四学年はもちろんのこと、多くの学校では第一・二学年でも実施されていた。先の咸鏡南道の「普通学校農業施設標準」によれば、第三・四学年では放課後毎週四時間の農業実習を行い、第一・二学年では農業実習の準備期間ととらえ「作業」と称する実習を放課後毎週二時間行うことになっていた。ただし、この実習時間はあくまで目安にすぎず、天候や農繁期・農閑期に合わせて時間数の増減など柔軟な対応がとられていた。<sup>(48)</sup>

これ以外でも、例えば、忠清南道・江景公立普通学校では、「農科を教授するは三学年以上なれども以下の学年に於ても勤儉力行の習慣を養成し、且つ農業の趣味を養ひ、又は農業の学理を教授する前に幾分経験と実地上の知識を得しめん目的」をもつて、第一・二学年の生徒に対して一週一時間ないし二時間程度の課外作業に従事させることにしていた。その作業の内容は、「担当したる学園の耕耘整地播種施肥其の一般の手入収穫及収穫物の処理」「校庭の全部及び門外道路の除草」「学校構内土坡の草刈並に校庭の小破修理」「門外道路の小破修繕」「簡易なる手芸」などであった。<sup>(49)</sup>

加えて、施設面では、農業実習を行うために学校園・実習地・学校林が各普通学校に設置された。こうした施設は、教育令制定前の普通学校でもすでに設置されはじめていたが、<sup>(50)</sup>教育令施行日の一九一一年（明治四四年）一月一日には、道・官立学校（朝鮮総督府中学校を除く）に対する訓令「学制実施二関スル件」で改めて次のような指示が出されている。

図画、手工、裁縫及手芸、農業初歩等二至リテハ男女各其ノ賦性ニ応シテ必要ナル技能ヲ得シメ併セテ労作ノ趣味ト勤勉ノ習慣トヲ養ハシムルヲ要シ其ノ農業ヲ課スル学校ニ在リテハ成ルヘク郷校財産ニ属スル学田等ヲ利用シテ耕耘ノ実習ヲ為サシムヘク手工工ヲ授クル場合ニ在リテハ適宜其ノ地方ニ産スル材料ヲ採扱シテ利用ノ方法ヲ知ラシメ以テ其ノ教授ヲシテ生活ノ實際ニ裨益セシムルコトヲ努ムヘシ。<sup>(51)</sup>



〔表-3〕 公立普通学校・公立小学校学校園実習地設置状況

	公立普通学校			公立小学校		
	学校数	総面積	1学校平均	学校数	総面積	1学校平均
1914年	376	131・6・4・25・00	3・5・00・00	188	13・5・0・29・00	7・08・00
1915年	395	183・7・9・22・00	4・6・16・00	233	20・6・6・23・00	8・26・00
1916年	412	193・7・2・21・00	4・7・01・00	281	28・7・4・09・00	1・0・07・00
1917年	440	208・6・5・22・00	4・7・13・00	313	32・5・7・01・00	1・0・12・00
1918年	457	222・2・9・01・00	4・8・25・00	332	33・3・1・27・00	1・0・01・00
1919年	497	222・0・7・13・95	4・4・20・00	367	40・0・6・10・05	1・0・27・00

(面積単位 町・反・畝・歩・勺)

(出典) 「公立学校学校園実習地調」(『朝鮮総督府官報』2370号、1920年7月5日付)42~43頁より作成。

(備考) 各年の数値はそれぞれ11月末日現在のものである。

この時期の普通学校には、朝鮮時代の郷校を引き継ぐ形で設立したものが多く見られた。そこで、総督府はこの訓令によって、郷校財産に含まれる学田などを活用することで農業実習に必要な学校園や実習地を確保・整備することを指示したのである。

学校園あるいは実習地の規模であるが、咸鏡南道「普通学校農業施設標準」によれば、生徒数二〇〇人未満の学校では第一・二学年の生徒一人につき三坪、第三・四学年の生徒一人につき一五坪の割合で、生徒数二〇〇人以上の学校では第一・二学年の生徒一人につき三坪、第三・四学年生徒一人につき一二坪の割合で定めることになっていた<sup>32)</sup>。そこで、「表-3」によって公立普通学校における実際の学校園・実習地の面積を確認してみると、一九一九(大正八)年の時点で一学校平均四反四畝二〇歩であった。ちなみに、同時期の公立小学校における実習地の面積は一学校平均一反二七歩であった。つまり、公立普通学校は公立小学校と比較して、平均すると約四・一倍の学校園・実習地を所有していたのであり、このことは朝鮮人生徒を対象とする普通学校で農業教育がいかに積極的に実施されていたのかを証明するものといえよう。なお、学校園・実習地には、苗圃・桑園・果樹園・蔬菜園・穀菽園・水田などが含まれていたが、それ以外にも養蚕・養鶏・養蜂・養畜の施設や堆肥舎・農具舎が設置された<sup>34)</sup>。

残る学校林(実習林)に関しても、一一年一〇月一〇日に各道長官に対して通牒「学校林設置ニ関スル件」を発し、普通学校を中心とした学校林の整備を次のように指示している。

## 学校林設営二関スル件

公立学校ニ学校林ヲ設ケ生徒ヲ指導シテ植樹栽培ヲ自ラセシムルハ森林愛護ノ思想ヲ涵養シ兼テ勤勞ノ習慣ヲ養成シ教育ノ効果ヲシテ顕著ナラシムルト共ニ久シク荒廃ニ委セラレタル森林ノ回復ヲ速ナラシムル所以ニ有之最時宜ニ適スル必要事項タルノミナラス一面学校基本財産ノ造成ニ就テモ亦有利確實ノ方法ト認めラレ候ニ付貴管下学校ニ於テハ既ニ著手ノ向モ可有之ト被存候処本年六月制令第一〇号ヲ以テ森林令ヲ、同月総督府令第七四号ヲ以テ森林令施行規則ヲ、客月総督府訓令第七三号ヲ以テ森林令施行手続ヲ夫夫公布セラレ右等公益事業ニ供スヘキ国有森林ノ貸付及譲与ニ就テハ本府ニ於テモ十分便宜ヲ可被与候得者此際貴管内公立学校(私立学校ハ基礎確實ニシテ永久維持ノ見込アルモノナルヲ要ス)ヲシテ左記ノ事項ヲ参酌シ附近ニ適當ノ地ヲ相シ相当計画セシメラレ度依命此段及通牒候也

## 記

- 一 普通学校及之ト同等程度ト認ムヘキ学校ニ在リテハ生徒一人ニ付一箇年約拾本宛ヲ植栽スルコト
- 二 中等程度ノ学校ニ在リテハ生徒一人ニ付一箇年約貳拾本宛ヲ植栽スルコト
- 三 植栽地ノ面積ハ苗木壹本ニ付約壹坪ノ割合ヲ以テ算出シ事業継続年限ニ応シテ積算スルコト
- 四 可成五箇年以上輪伐期以内ノ継続事業ト為スコト但シ実力ニ伴ハサル過大ノ計画ヲ避クルコト<sup>56)</sup>

学校林の規模については、例えば、京城高等普通学校教諭の福島百蔵がその適正規模の算出方法について言及している。彼によると、学校林の規模は、平均一人当たり一二〇坪ないし二四〇坪として、これに栽植生徒数(全校生徒数)をかけた面積が適當であるとしている。すなわち、栽植生徒数が一六〇人の場合、六町四反(二万九二〇〇坪)ないし一二町八反(三万八四〇〇坪)程度の面積が適正規模ということになる。ただし、将来の収入を目的に基本財産を作る場合はこの四、五倍以上は必要であるとしている<sup>56)</sup>。では、ここでも〔表14〕によって公立普通学校における実際の学校林の面積を確認すると、一九一九年の時点で一学校平均一五町二反九

〔表－4〕 公立普通学校・公立小学校学校林設置状況

	公立普通学校			公立小学校		
	学校数	総面積	1学校平均	学校数	総面積	1学校平均
1912年	—	2819・3・4・09	—	—	371・6・2・09	—
1913年	311	3554・7・3・18	11・4・3・01	76	685・2・4・02	9・0・1・19
1914年	347	4339・8・6・05	11・5・0・20	128	1225・4・2・05	9・5・7・11
1915年	369	4862・8・4・04	13・1・7・25	190	1769・8・2・16	9・3・1・15
1916年	393	5717・2・4・27	14・5・4・23	229	2132・4・9・21	9・3・1・07
1917年	414	6429・0・5・19	15・5・2・26	255	2520・0・0・00	9・8・8・07
1918年	436	6951・1・7・26	15・9・4・09	280	2876・2・8・03	10・2・7・07
1919年	508	7769・2・7・10	15・2・9・11	339	3013・2・3・20	8・8・8・25

(面積単位 町・反・畝・歩)

(出典)「学校林調」(『朝鮮総督府官報』2380号、1920年7月6日付)156～158頁より作成。

(備考)各年の数値はそれぞれ12月末日現在のものである。

畝一歩であった。ちなみに同時期の公立小学校の学校林は一学校平均八町八反八畝二五歩であったので、公立普通学校は公立小学校と比較して平均約一・七倍の学校林を所有していたことになるのである。

以上、実際の事例を交えながら見た通り、朝鮮の普通学校では農業科を核とする農業教育が積極的かつ広範に実施されていたのである。しかし、ここで注意しなければならないことは、このような農業科の教育内容は、元来日本内地では高等小学校で実施されていたという点である。法令上の就学年齢から見て尋常小学校に該当する朝鮮の普通学校で、なぜこのような農業科の実施が可能であったのか。その要因を教員および生徒の両面から分析しておく必要がある。

まず前者の教員に関していうと、普通学校で実習指導を含むような農業科を実践するためには、一般的な教科目とは違い農業に関する専門的な知識はもちろんのこと、生徒に実地指導ができる程度にまで教員自身の技能を高めておかなければならなかった。そこで、普通学校の日本人教員を対象にして農業科の学科や農業実習に関する講習会が定期的に開催された。

例えば、一九一四(大正三)年七月二日～八月四日に京城高等普通学校附属臨時教員養成所で開催された公立普通学校内地人教員夏季講習会では、農業科専修の八一名と手工科専修の四八名に分けて講習が実施されそれぞれに講義と実習が行われた。<sup>57)</sup>これに加えて、普通学校教員は実業学校教員講習会にも参加している。例えば、一六年八月には水原農林学校(一～二二日)と京城高等普通学校附属臨時教員養成所(二三～三〇日)で実業学校教員講

〔表－5〕 公立普通学校生徒平均年齢

		第1学年(8)	第2学年(9)	第3学年(10)	第4学年(11)
1918年 3月末日	平均	11・07	13・01	14・02	15・05
	最多	24・05	27・05	27・02	27・11
	最少	7・01	7・06	8・07	10・00
1919年 3月末日	平均	11・04	12・11	14・01	15・03
	最多	12・07	13・08	15・03	19・09
	最少	10・04	11・07	13・01	12・07

(単位 年・月)

(出典)『朝鮮総督府統計年報』大正6年度 (朝鮮総督府、1919年3月) 892～893頁。  
『朝鮮総督府統計年報』大正7年度 (朝鮮総督府、1920年3月) 980～981頁。

習会が開催されたが、ここには農業学校教員一五名、簡易農業学校教員二〇名に加えて聴講生として普通学校教員一三名、小学校教員一三名が参加している。講習会は学科が午前八～一二時、実習が午後一～四時に実施され、実習は勸業模範場および農林学校の田畝(畑・水田)や山林などを利用して屋外炎天下の下で行われたという。<sup>(58)</sup>このように時には相当本格的かつ長期間にわたる講習を教員に課すことによつて、普通学校で農業科を実施することが可能となつたのである。

次に、後者の生徒に関していうと、就学する朝鮮人生徒の年齢の高さを指摘しなければならぬ。すでに見たように、普通学校は年齢八年以上の者から入学できたので、本来は第一学年の八年から第四学年の一一年まで就学するのが原則であつた。しかし、現実には「表―5」に明らかのように、平均年齢でいうと三～五歳程度年齢の高い生徒が就学していたのである。時期が下るにしたがつて年々最多年齢と最少年齢の差が縮まる傾向があつたといえ、一〇年代を通じて就学生徒の年齢のばらつきはこのほか大きく、二〇歳代の生徒も決して珍しくない状況であつた。<sup>(59)</sup>これは日本内地に置き換えれば、高等小学校・中学校・実業学校などに相当する年齢である。しかし、だからこそ朝鮮の普通学校では、卒業後すぐに実際の生活に役立つ農業教育が重視されたのであり、農業実習を含む農業科の教育活動を実施することが可能であつたといえるのである。<sup>(60)</sup>

#### 四 勸農機関としての普通学校——学校外での農業教育

普通学校における農業教育は、学校内にとどまらず学校外でも積極的に展開され

た。そもそも普通学校自体が、朝鮮人生徒に対する学校内での教育活動だけではなく、学校を拠点として周辺地域に国語（日本語）の普及などといった教育効果を波及させること、そして最終的には朝鮮総督府の支配そのものを朝鮮人社会の内部に深く浸透させるといふ役割まで期待されていたのである。例えば、一九二二（明治四五）年七月に開催された公立普通学校長講習会の席上で、宇佐美勝夫内務部長官は以下のような訓示を残している。

一 普通学校ノ影響ヲ全部ニ及ホスヘシ

普通学校ハ大部分其郡ニ於テ唯一ノ学校ナレハ其ノ影響ヲ全部ニ及ホサンコトヲ努ムヘシ例ハ八郡内私立学校ノ如キモ普通学校ヲ中心トセシメ或ハ児童就学ニ於テモ単ニ学校附近ノ者ニ限ラスシテナルヘク各面ヨリ志望者ヲ募リ或ハ国語普及会ノ如キモノナルヘク広キ範圍ニ於テ之ヲ行ヒ或ハ各面洞長ノ如キニモ時時普通学校ニ參觀セシメ或ハ普通学校ニ於テ試作シタル種物苗木ヲ各面ニ配布スルカ如キ或ハ普通学校児童ノ成績品ヲ各面事務所私立学校書房二分与スルカ如キ其他普通学校ノ影響ヲ全部ニ及ホスヘキ方法多多ナリト信ス諸子ハ宜シク是等ノ点ニ留意シ彼等ヲシテ好意ヲ表セシムルト共ニ普通学校ノ真価ヲ知悉セシムルコトニ努力スヘキナリ<sup>(21)</sup>

こうして普通学校の農業教育に関しても、学校外の周辺地域にまでその効果を波及させるべくさまざまな手段・方法が講じられることになったのである。

このうち最も一般的な方法として大部分の普通学校で実施されたのが、農業実習などで生産した農産物の一部や種苗・種卵・苗木などを生徒や父兄に配布するという形式の活動であった。その目的は、朝鮮人生徒・父兄に農事改良の効果や改良品種の優秀性を実感させ、それをきっかけとして学校周辺地域における農事改良を促進させることであった。

ここで、この活動に関する実例を雑誌記事から二例挙げておく。まず、慶尚北道・眞寶公立普通学校では、農業実習として秋蒔蔬菜種子の中から良質なものを選んで各種の蔬菜栽培を実施させていた。生徒たちは実習時間や放課後に喜んで農具を手にし、中耕・採草・害虫駆除等の作業に従事したという。そのおかげで農場は整頓され作物は繁茂し、生徒たちも朝夕や休憩時間に農場に入ってはある種の快感を覚えるようなありさまであった。収穫物の大部分は生徒に配布し、残りの一部は販売して収益金を得ることになったが、その収益金も分配して生徒の郵便貯金とする計画であった。その一方で、生徒の父兄たちの中には、時々子弟が持参する蔬菜に快味を感じて、自らしばしば登校してはその栽培方法を学校側に問い、種子を請求するものまで現れたというのである。<sup>(22)</sup>

もう一つ、忠清北道・報恩公立普通学校では、一九二二(明治四五・大正元)年度に実習地に畝(水田)七畝歩を設け、道から配布を受けた水稻改良品種・多摩錦の試作を実施した。試作の成績は大変良好で、朝鮮在来品種と比較して品種も優良でかつ収穫量も多量にのぼり、このことは生徒・父兄はもちろんその他一般の朝鮮人も広く認めるところとなった。その結果、生徒から学校に対して改良品種種子の貸付交換の申し出がなされ、学校としても喜んでその希望を受け入れて種子の大部分を生徒に貸付け、翌年度の収穫を待つてそれを返納させることにしたのであった。以来この方法を二年間実行してきたが、おかげで学校周辺に改良品種が次第に普及することになった。また、当時一般の朝鮮人農民は、在来品種を尚び改良品種を好まず、そのため農事改良の奨励に非常な困難を来たす状況であったが、報恩公立普通学校における生産物の成績や品種の優秀さを直に目撃するや、彼らもついに自ら進んで水稻改良品種を栽培するようになったという。こうして普通学校の活動と郡当局者の奨励があいまって、郡内における水稻改良品種の普及が大いに進んだという。<sup>(23)</sup>

このような方法のほかに、学校の外に教育活動の範囲をさらに広げて、朝鮮人生徒の家庭や周辺地域社会に深く入り込むような形式での農業教育の取り組みも行われた。

例えば、前述の南庄之助などは、平安南道・順安公立普通学校で「自宅実習」と総称する「一坪農業」、十個養蚕」、養鶏といった教育活動を実践していた。

「一坪農業」とは、普通学校の生徒に父兄から一坪以上の田あるいは畑を借りさせて自ら栽培・耕作に当たらせるものである。「一坪農業」では耕耘・下種・栽培・除草・中耕・補肥その他一切の作業を生徒自身が行い、他人の手を全く借りないのが決まりであった。一坪農業用の種苗は基本的に学校指定のものを使用し、収穫物は貯金の財源とすることになっていた。生徒は、全作業期間にわたって「イ 種苗の品種及名称 ロ 気象 ハ 下種移植 ニ 除草中耕施肥等の手入 ホ 肥料及其の種類 ヘ 収穫量 ト 収穫物の処分（売上金） 其の他 必要なる事項」を記録した一坪農業日誌を作成することになっていた。<sup>(64)</sup>

ちなみに、この「一坪農業」は、もともと静岡県浜松町農会長であった織田利三郎が始めたものである。織田利三郎は、アメリカ・セントルイスでの万国博覧会を視察した際、ルイジアナ州の小学校生徒の自作玉蜀黍を見て大いに刺激を受け、帰国後の一九〇八年に「一坪農業」を創案した。その後一年から静岡県志太郡内の小学校で大規模に実施され、やがて高等小学校の農業科と結びつくことによつて二〇年代前半まで全国で実施されたものである。<sup>(65)</sup>

なお、残りの「十個養蚕」や養鶏でも実習のやり方自体は「一坪農業」とさほど変わりはない。「十個養蚕」は、学校から蚕児の配布を受け、生徒が家庭で一〇匹以上の蚕児を飼育するというものであり、養鶏は、生徒が父兄から二羽ないし三羽の鶏をもらい自ら飼育するというものである。どちらの場合もすべての作業を生徒が一人で行い、養蚕日誌や母鶏産卵日誌を記録・作成することになっていた。

その一方で、教師は、毎月二回各家庭を訪問して「一坪農業」の経営、養蚕・養鶏の方法、桑の手入れなどについて指導を行ったほか、合わせて生徒の家庭における予習・復習の状況や家庭そのものの状況についてまでその把握に努めた。また、「自宅実習」の生産物は、年一回学校で開かれる児童農芸品展覧会に出品させ、そのうち優秀なものには褒状ならびに賞品が授与されたのである。<sup>(66)</sup>

このような朝鮮人家庭にまで入り込んだ「自宅実習」がもつ効果や有効性について、南庄之助は次のように語っている。

朝鮮に於ては一層児童父兄と接近するの必要があります。然るに今日普通に行はるゝところの家庭訪問なるものを見るに、只だ形式的に訪問して形式的に迎えるに過ぎないで、少しも曲折ある訪問が行はれないやうに認めます。然るに自宅実習を行ひますと大いに訪問者の感興と期待心とを惹起し、こゝに初めて意義あり趣味ある訪問が行はれます。即ち家人は大いに其の誠意に動され歎待至らざるなく、遂には膝相交へ歓笑談話するやうになりまして、真に教育上最も価値ある要求をするやうに至ります。これは私の実験によりまして明かであります。例へば一坪農業の実際を見て発育手入施肥除草の行届けるものは褒め、然らざるものは其の尽さざる点を懇切に指摘指導し、養蚕、養鶏も其の通りで、指摘指導する間に父も来る母も来る兄も来ると云ふやうな様にて、知らず識らず家人と接近し遂に情味掬すべきに至ります。斯の如く自宅実習は一面には農業上の知識技能を授けると共に、家庭作業に興味を有せしめ、一面には有効なる学校と家庭との唯一連鎖になります。

つまり、南庄之助の体験談からも分かる通り、朝鮮人生徒に家庭での「自宅実習」を課すことによつて、農業教育を糸口として学校の影響力を朝鮮人家庭により一層深く及ぼすことにつながつたのである。

また、別の事例としては、忠清南道・燕岐公立普通学校で行われた「地方実習地」や「生徒組合小作」というものもある。

「地方実習地」とは、普通学校の通学生徒が五、六名集まっている地域に実習地を設置するというものである。その目的は、「学校教育を単に学校内にのみ止めず、進んで之を家庭及地方に及ぼすこと」、「産業奨励の一助として地方民に模範たらしめんとす」ること、「卒業後尚学校に於て受けたる実際上の趣味を保留せしめ尚学校との關係を保たしめむとす」ることの三点であつた。実習地の面積は一〇坪以上三〇坪以内で、その位置は学校が適当な部落を指定して決定された。実習地の設置に当たつては、同じ部落内の生徒が自ら交渉を行い、交渉が困難な場合は学校が手助けを行った。実習地の管理は、その地域内の上級生が中心となつて行い、生産物は各家庭



に分配するかもしくは売却された。また、学校では生産物を集めて品評会が開催された。なお、父兄もこうした活動に興味を示し、土地の選定などについて尽力したのも多かつたという。一九一五（大正四）年度には全部で九箇所の実習地が設置され、ポプラ苗木・アカシア苗木・桑苗木・馬鈴薯が栽培された。<sup>68</sup>

もう一方の「生徒組合小作」とは、第四学年の生徒を組合員として学校の指導によって小作を行うものである。小作を行う際の労力・資金・損失などはすべて組合員の負担であった。組合小作の耕作方法はなるべく改良法、すなわち日本内地の近代的農業技術を採用することとし、生産物から小作料および経費を支払った残りはすべて組合員の所得となった。一九一五年度には二五〇坪の畝（水田）で組合小作が行われ、水稻改良品種・早神力が栽培された。なお、一五年度の組合小作では作物の成育も良好で、一般の朝鮮人農民に十分な模範を示すことができたが、これを見た附近の有志から、来年度は自己の所有地を提供するので、休日その他を利用して学校生徒の手で試験的に耕作し、一層地方民に模範を示されたい、との申し出が寄せられ、学校もその申し出を受け入れたという。<sup>69</sup>

さて、ここまではすべて普通学校に就学する朝鮮人生徒を対象とした農業教育であったが、普通学校による教育や指導は卒業後もさまざまな形式をとって継続的に実施された。

ちなみに、本章冒頭で取り上げた一九一二年七月の公立普通学校長講習会における宇佐美内務部長の訓示の中には、実は次のような指示も合わせて行われている。

#### 一 卒業生ノ指導ニ努ムヘシ

普通学校ヲ卒業セシムル目的ハ言フマテモナク高等ノ学校ニ対スル予備教育ニアラスシテ國民トシテ具フヘキ普通ノ知識ト國民的性情トヲ養成スルニアルヲ以テ卒業後ハ主トシテ家庭ニ入ツテ父祖ノ業ヲ繼承シ之ヲ改良シテ忠良ナル文化ノ民タラシムルヲ要ス

然ルニ現今卒業生ニ関スル情況報告ヲ見ルニ其ノ大半ハ上級学校ニ入学ヲ志望シ殊ニ貧家ノ子弟ニシテ然モ

其ノ資質進ンテ高等ノ学ヲ修ムルニ適セサル者モ尙家庭ノ人トナルヲ屑シトセス各地ニ放浪シテ徒ラニ高等ナル修学ヲ夢想スルモノサヘアリ是等ハ実ニ憂慮スヘキ事柄ニシテ深ク諸子ノ考慮ヲ請ハムト欲スル所ナリ本官ハ今後ノ卒業生力諸子ノ懇篤ナル指導ニ由リ喜ンテ鋤鋤ヲ執リ好ンテ商売、工作ノ業ニ就キ以テ朝鮮ノ殖産興業ノ上ニ有力ナル活動者トナリテ努力スルニ至ランコト最モ切望ニ堪ヘサルナリ<sup>⑩</sup>

すなわち、普通学校の目的は、上級学校に進学させるのではなく、卒業後家業や実業に従事し「忠良ナル国民」となるように養成することであると確認した上で、卒業後、徒に進学を希望したりあるいは無為徒食の生活に陥つたりすることなく、ただちに農業などの実業に従事するように卒業生を十分指導することを集まつた校長に指示したものである。

このような総督府の方針に基づいて、一九一〇年代の普通学校は、さまざまな手段・方法を通じて卒業生に対する教育や指導を行った。なかでも農業教育や農業指導はその中心であったのである。

一〇年代の普通学校で実際に行われた卒業生指導の内容を具体的に挙げてみると、定期召集、個人召喚、登校奨励、講習会の開催、卒業生同窓会、卒業生父兄会などがあつた。これらはいずれも普通学校と朝鮮人生徒との間の関係を卒業後も維持し、学校からの教育効果を出来る限り持続させようという意図から行われたものであつた。これに加えて、農業教育に関するものとしては、農業指導、家庭訪問、通信指導などが実施された。

まず、農業指導の具体的な事例をいくつか紹介すると、例えば、学校近隣の卒業生に学校農園の一部を無償貸付し、学校長の指導の下に普通作物の栽培を行わせるというものがあつた。あるいは、学校指導の下に共同農園を経営させたり、卒業生で耕地のないものに対して郷校の所有地を貸付け小作させたりするというものもあつた。また、農業に従事する卒業生に対して学校園の生産物の種子を分配したり、卒業生の生産品を学校の品評会や郡農産品評会などに出品させたりといった活動も見られた。<sup>⑪</sup>

次に、家庭訪問というのは、学校教職員が手分けして定期的または臨時に卒業生の家庭を訪問し、平素の行動

の状況を視察・調査するとともに適当な指導・注意を行うものであった。その際合わせて一般農業および養蚕・養鶏などについて実地指導することも少なくなかったという。また、通信指導は、学校所在地以外に居住するものに對して、時々処世上必要な事項または従事せる職業の改良啓発に必要な事項などを謄写して、本人や保護者などに送付するものであった。なかには、毎月学校で作成する農業年中行事表を各卒業生に配布し、農業上の指導を行う場合もあったのである。<sup>(27)</sup>

以上ここまでの分析の結果、一九一〇年代の普通学校は、学校外でも広範に農業教育を実施し、教育機関であると同時に勸農機関としての役割も果たしていたことが明らかになった。そして、道単位で見た場合、普通学校は各道の勸農政策の拠点である農業学校および種苗場と緊密に連携することによって、朝鮮農村で勸農政策全般を推進していくことになったのである。

道内での農業学校と普通学校の連携について具体例を挙げると、まずほとんどすべての道で、農業学校の職員が出張した際には必ず附近の普通学校や小学校を視察し、農業科の教授や実習地の状況、また実習の方法について意見を述べ実地に指導を行っていた。また、それと合わせて、農業学校編製の実習手帳や実習暦の配布、学校園・実習地の設計、農業学校生産の種苗・種卵等の配布による改良品種の普及なども行われていた。<sup>(28)</sup> それ以外では、例えば、全羅南道・光州公立農業学校では、教諭一名を近隣の光州公立普通学校との兼務とし週一日教授と実地指導を行わせることで、光州公立普通学校の農場を道内の学校の模範とする事業が行われた。<sup>(29)</sup> あるいは、平安南道・平壤公立農業学校では、管内二〇箇所の普通学校で通俗農談会を開催し、普通学校上級生、生徒父兄および教員に聴講させ、一般農事の改良や普通学校の実習を奨励し、また教員に対して農業科教授上の参考資料を提供することが行われていたのである。<sup>(30)</sup>

こうして朝鮮各地の普通学校は、朝鮮の勸農体制の枠組みに組み込まれ、農業学校、種苗場、道・郡などの行政官庁、朝鮮農会・地主会などの農業団体と密接に連携することによって、朝鮮人農民の比較的近い位置に存在する勸農機関の一つとして重要な役割を担うことになったのである。

## 五 普通学校農業科の限界性と有効性——植民地農政の「担い手」育成の試み

最後に、一九一〇年代に展開された普通学校での農業科を核とする農業教育について、その限界性と有効性の両面から検討を加え、それを踏まえて普通学校を介した植民地農政の「担い手」育成について若干考察を行う。

まず前者の限界性に関して言えば、一〇年代の普通学校は設置数の少なさ、就学率の低さから朝鮮人社会に対して非常に限られた影響力しか発揮できなかったと推測される。

設置数を見ると、一〇年代末の一九一九（大正八）年五月現在で、公立普通学校は四八二校設置されていた。当時の行政区分で府が一二、郡が二二〇であったことや、都市部の府に比較的多くの普通学校が設置されたことを勘案すると、各郡には多くても二校ほどしか公立普通学校が設置されていなかったことになる。また、「表16」で公立普通学校の就学率を見ると、一九一二年で男子三・四%、女子〇・三%、一九年でも男子五・四%、女子〇・七%に過ぎなかった。植民地期全体を通してみると、二〇年代半ば頃から就学率が少しずつ上がりはじめ、その後三二・三三年頃を境に急激に上昇し、最終的には男子六〇%前後、女子三〇%近くにまで達する。その中でいえば一〇年代は際立つて就学率が低い時期であったのである。

これに加えて、農業科を含めた普通学校の教育内容についても、朝鮮総督府や学校側が期待した通りには、朝鮮人父兄や生徒から受け入れられなかったと想像される。ただし、残念ながら一九一〇年代の普通学校に対する朝鮮人側の認識に関しては、極めて限られた資料しか残されていない。例えば、『朝鮮総督府月報』には「授業時間ノ短キコト、漢文科ノ少キコト、作業ヲ課スルコト、(農業実習ノ如キ)等二就キテハ今猶多少平ナラサル者アリ」<sup>(76)</sup>とごく短く報告されているのみである。

ここにもあるように、植民地統治が始まって間もないこの時期、朝鮮人父兄にとって子弟への教育とは、漢文の読み書きを中心とした朝鮮の伝統的な教育であった<sup>(77)</sup>。そのため朝鮮人父兄が自らの子弟を普通学校に通学させる場合でも、漢文教育に期待を寄せる状況であったと思われる。次に挙げる記述は、こうした事情の一端を克明

〔表－6〕 公立普通学校生徒数・就学率

年度	朝鮮人推定学齢人口		公立普通学校				
			学校数	生徒数		就学率	
	男	女		男	女	男	女
1910	1022551	885846	100	18920	1274	1.9	0.1
1911	1069324	941151	234	29982	2402	2.8	0.3
1912	1115521	1001437	341	37948	3115	3.4	0.3
1913	1157462	1047045	366	43447	3619	3.8	0.3
1914	1189179	1080772	382	46711	4042	3.9	0.4
1915	1204775	1113888	410	53564	5193	4.4	0.5
1916	1233412	1136383	426	59527	6126	4.8	0.5
1917	1257683	1156926	435	65553	7604	5.2	0.7
1918	1263164	1162996	469	67616	8445	5.4	0.7
1919	1269479	1169243	535	68628	8290	5.4	0.7
1920	1279682	1178307	641	90815	11209	7.1	1.0
1921	1290987	1187833	755	134719	17586	10.4	1.5
1922	1302260	1198178	900	197691	30983	15.2	2.6
1923	1319214	1215892	1040	254774	38544	19.3	3.2
1924	1330218	1229922	1152	286300	45922	21.5	3.7
1925	1392181	1301995	1242	313702	52039	22.5	4.0
1926	1398406	1306210	1309	331245	56502	23.7	4.3
1927	1398872	1308116	1395	340602	59435	24.3	4.5
1928	1400170	1311992	1463	346610	62974	24.8	4.8
1929	1407285	1321849	1620	354502	66106	25.2	5.0
1930	1471010	1388956	1750	364315	72160	24.8	5.2
1931	1486215	1398804	1860	368925	76888	24.8	5.5
1932	1522207	1432469	1980	385354	84720	25.3	5.9
1933	1547495	1453991	2020	435796	99751	28.2	6.9
1934	1582231	1487317	2133	491602	116092	31.1	7.8
1935	1649037	1553528	2274	548070	137092	33.2	8.8
1936	1673227	1571431	2417	604053	161653	36.1	10.3
1937	1710526	1604666	2503	665927	191457	38.9	11.9
1938	1744330	1635653	2599	765501	234588	43.9	14.3
1939	1764581	1661997	2727	872454	284907	49.4	17.1
1940	1841966	1742153	2851	977727	343223	53.1	19.7
1941	1938066	1836657	2973	1073419	426745	55.4	23.2
1942	2086428	1986384	3110	1197727	503460	57.4	25.3
1943	2124406	2040453	3717	1312228	600400	61.8	29.4

(就学率単位 %)

(出典) 古川宣子「植民地近代社会における初等教育構造—朝鮮における非義務制と学校「普及」問題」(駒込武・橋本伸也編『帝国と学校』、2007年4月) 155頁より作成。

に伝える資料である。

漢文については右に述べた様に人々の思想が捕はれて居るので、現に普通学校卒業生の漢文程度が低いと批難をするものが多いやうである。……故に普通教育を受けたものが更に、書堂に通つて漢文教授を受けるものが多い、これは一に補習教育機関がないことも一つの原因だろうが兎に角漢文をしなければ出世ができないと云ふ程漢文を重要視する思想からであらうと思ふ。(中略)

普通学校の児童の父兄は田舎には無学なものが大半である。それでも自分の無学を嘆いて、自分の子には是非教育を施して人と往復する日常の用を弁ずる手紙でも書くやうにさせやうと云ふ考へで学校へ送るものもあるやうである。故に卒業すればもうそんなことは立派に出来るだろうと思つて、他人から来た手紙を読ませるか、又は何処其処の誰にどう云ふ事を認めよと言ふも四年間勉強したものが出来ない。すると之れが人の口から廻つて普通教育を受けても手紙一枚書けないと批難する。実際普通学校卒業生の漢文力の足らんと云ふ批難はここに存すると思ふ。<sup>(78)</sup>

当時朝鮮の伝統的教育を担つていたのは、右の資料にも登場する書堂であつた。書堂は朝鮮時代から連続と続く漢文教授を中心とした私設の伝統的教育機関であつた。植民地統治下の一九一九年三月でもその数は二万三五五と朝鮮全体にまさに無数に存在しており、生徒数も二六万二五六四人に達していたのである。<sup>(79)</sup>これに加えて、書堂そのものも、日本人が観察して、「先生は固、儒生なれば、社会の上流に位し、且つ学童及其の父兄は勿論、近隣の人士の尊敬を受け、其の地位依然として尚旧時の如きものあり」と形容するほど、朝鮮人社会から尊敬と支持を集める存在であつたのである。<sup>(80)</sup>

そして、普通学校では、漢文教授の不十分さの上に、農業実習の実施が加わることになる。農業実習に対する朝鮮人側の反発を直接示す資料は皆無である。ただし、実習をめぐって「作業の強制は、必竟之を厭忌せしむる

原因となるにあるを以て、最も避くべき事である。……若し徒に之を強制し、或は嚴格に過ぎたる方法にて、一時的労作を要求したる結果、反情を起し実に面白からざる結果を現出したる事例もありたるを以て、十分に考慮を費さねばならぬ」と、実習の無理な強制を戒める記事が散見されるところを見ると、朝鮮人生徒からの拒否反応は決して小さくなかったのではないかと推察される。その対策として、普通学校では、第一学年から花卉樹木の植栽などの作業を実施して「視覚により美的感情を惹起し、勤労に対する精神の快感を覚り、農業趣味の一端を解せしめ」るよう努め、事前に農業実習の準備を行わせるなどしていた。しかし、だからといって、農業実習に対する拒否反応を回避したり除去したりすることは非常に困難であつたと考えられる。農業教育をめぐる学校側と朝鮮人側の認識の相違は、一〇年代以降も学校現場の重要な懸案として残り続けていくのである。<sup>(83)</sup>

以上述べた一〇年代の普通学校が抱えていた限界性は確かに深刻な問題ではあつたが、そのことが即普通学校の教育活動の有効性をすべて否定するわけではない。

朝鮮の普通学校が、併合前に日本側の教育行政介入の下でいかなる意図と方式をもつて設置されたのか、また一〇年代の普通学校が設置場所や分布密度から見てどの程度朝鮮人社会に浸透していたのか、という点に関しては、古川宣子の研究が詳細な分析を行っている。古川宣子は、まず併合前の普通学校について、義務教育制不採用方針がとられ、学校経営方法や教育方法、また校舎や器具など施設・設備面で「近代学校」様式を採用した「模範教育」を展開したこと、道や府行政官庁所在地から設置され、数的な著しい劣位性にもかかわらず階梯的学校制度の初段階として別の優位性を担保していたこと、を指摘している。次に、一〇年代の普通学校については、郡庁所在地を中心に設置が進むことで、その存在は植民地学校制度上正式の初等学校として、朝鮮人の生活圏内に入ったといえるのではないかと分析している。<sup>(84)</sup>したがって、古川宣子の研究成果を踏まえたとき、一〇年代の普通学校は、設置数・就学率や教育内容の面で限界性をはらみつつも、一方で確実に有効性を確保し、さらに時期を経るにしたがってその影響力を増していったといえるのではないかと。さらに農業科の教育活動に結びつけていければ、普通学校は、就学する極めて貴重な朝鮮人生徒に近代農学を身につかせ「模範」的な農民に

〔表-7〕 公立普通学校卒業者進路状況

卒業年		1912年	1913年	1914年	1917年	1918年	1919年
家業従事者		1542	2400	3146	5930	6897	7558
官公署就職者		562	629	302	1014	924	1023
銀行会社就職者						172	212
学校教員		—	—	—	—	48	26
学校入学者	官立学校	京城専修学校	14	5	2	—	—
		医学講習所	17	15	2	—	—
		高等普通学校	199	252	272	289	350
		女子高等普通学校				40	40
	実業学校	農業	181	484	873	454	497
		商業	75	146	189	166	153
		工業	21	29	25	36	30
		簡易実業学校	—	—	—	554	375
	私立学校	一般	152	219	305	381	265
		宗教	26	55	57	106	79
留 学		11	16	4	17	4	
その他		107	115	380	385	612	
死 亡					23	42	
計		2907	4365	5557	9395	10488	

(出典) 「普通学校卒業者状況」(『朝鮮総督府官報』580号、1914年7月8日付) 112~113頁。

「学校卒業者状況」(『朝鮮総督府官報』1941号、1919年1月29日付) 328~329頁。

「学校卒業者状況表」(『朝鮮総督府官報』2224号、1920年1月14日付) 107~109頁。

「諸学校卒業者状況表」(『朝鮮総督府官報』2480号、1920年11月16日付) 181頁。

養成すると同時に、彼らを糸口として周辺地域に農事改良を普及させるという勸農機関としての役割を果たしていたと考えられるのである。

そこで、さらに一歩進んで、普通学校の農業科の有効性を判定するためには、より実証的な検討が必要となってくるが、それが可能なこの時期の資料は管見の限りでは残されていない。その代わりに間接的な資料ではあるが、普通学校卒業者の進路状況に関する統計資料を利用して若干の考察を試みることにしたい。

〔表-7〕は『朝鮮総督府官報』掲載の公立普通学校卒業者進路状況を整理したものである。このうち一九一九年の卒業者進路状況を見ると、卒業者総数一万一五九二名に対して最も多いのが家業従事者で七五五八名、六五・二％、次いで官立学校・実業学校などの上級学校進学者で一四三八名、一二・八％、以下官公署就職者一〇二三名、八・八％、銀行会社就職者が二一二名、一・八％となっている。これらの数字から普通学校の農業教育の効果を評価することは困難であるが、家業従事者中の相当数は卒業後農業に従事していたと見られるので、学校で得た農業に関する知識や技能が農村現場に一部持ち込まれる契機になった



と考えられる。また、上級学校進学者が一二%余りに上り、総督府の方針に反して普通学校が進学のための初段階として朝鮮人生徒に利用されている側面が垣間見えるが、他方で農業学校や簡易農業学校への進学者が比較的多く、進学後に近代農学のさらなる上乘せがなされたとも解釈できる。そのほか官公署および銀行会社就職者については個別の就職先は不明であるが、面官吏などの形で実地で農業指導に当たることになった者も一定数出現したと推定される。このように資料的制約が大きく実証性にいささか問題があるとはいえ、普通学校での農業教育によって朝鮮人生徒を媒介にして朝鮮農村に近代的科学的農業技術が浸透しはじめたことは間違いないのではないかと思われる。

一九一〇年代の普通学校の農業科は、以上見たように、大きな限界性を抱えつつも植民地農政の「担い手」を育成すべく積極的に展開された。しかし、その試みは植民地統治の初期ということもあり、学校教員にとつては模索の連続であったことは想像に難くない。以下の資料にはそうした彼らの心情が切実に表れている。

本校所在地にありては新教育の真価も稍理解せられ就学児童は少くないが、遠隔の地に於ては通学の不便と父兄の頑冥なる見解の為に入学するものは極めて少数である。……されば両班はその子弟をして入学せしめず、一門集りて勉学をせしめて居る。本校にては百方手を尽せどもその効が少ない。目下時勢の進歩と共に彼等の自覚を待つより外に施すべき術がない。然れども近き将来知識の発達と生活の向上に伴ひ、農耕に学理の必要を感じ、商業に機敏なる策を廻さざる可らざる時期の来るべきは必然の理である。<sup>86</sup>

朝鮮人農民の中に日本内地の近代農学（学理農法）を体得した植民地農政の「担い手」を育成すること、その成否は一九一〇年代という短い期間だけでは正確に評価することができない。しかしながら、そうした試みがこの一〇年代に政策的に開始されたことは、二〇年代以降の植民地農政の遂行に多大な影響を及ぼす結果になったと考えられるのである。

## 六 おわりに

以上の考察を踏まえて、本稿の結論をまとめると次のようになる。

植民地朝鮮の教育制度は、一九一一（明治四四）年八月制定の朝鮮教育令によって確立を見たが、朝鮮人対象の初等普通教育機関である普通学校において、国語（日本語）科と並んで農業科が重要な教科目として位置づけられたことは極めて大きな特徴であった。その背景には、日本内地の高等小学校で一九〇八年以降農業科の設置が広く普及したこと、戊申詔書（〇八年一〇月）が朝鮮の新たな教育方針の機軸に据えられ、併合前後期に実業教育重視方針が採用されたこと、という二つの要因があった。その結果、農業科は法令上の規定とは異なり、準必修科目として取り扱われ、農村部の普通学校を中心に積極的かつ広範囲に実施されることになったのである。確かに朝鮮の普通学校は、本来尋常小学校に該当する学校であったが、青年層を含む幅広い年齢の朝鮮人生徒が就学する現実を踏まえ、むしろ高等小学校と同様の「完成教育」を施す学校として想定されていたと考えられる。

普通学校の農業科の教育内容は、教室内でことばを介して農業に関する知識・情報を学習する学科と、教室外で体を動かして農作物の栽培方法を習熟する農業実習の二つに区別される。また教育全体を通じて勤労を尊ぶ道徳教育にも注意が払われた。なかでも教育の重点が置かれたのは農業実習である。普通学校では学校園・実習地・学校林などの施設が整備され、第三・四学年の生徒を中心に農業実習が精力的に行われた。加えて、普通学校は、農業教育活動を学校内に限定せず、学校外の父兄、卒業生、学校周辺地域にまで拡大させ、あたかも勸農機関であるかのような役割も果たしていた。最も多く見られたのは、朝鮮人生徒・父兄に対して農業実習で主に近代的科学的農業技術に基づいて生産した農産物や種苗・種子などを配布する活動である。それ以外にも、生徒に「一坪農業」などの自宅実習を行わせたり、卒業生に農業指導や家庭訪問を行ったりといった多彩な勸農活動を展開した。こうした普通学校が実施した学校内外での農業教育は、各道の農業学校や種苗場などの指導・監督の下で行われており、それはまさに一九一〇年代を通じて朝鮮農村に勸農体制が整備され、農事改良を普及させ

る「装置」として機能しはじめたことを意味するものであった。

もちろん一〇年代の普通学校の教育活動が、順調に推移していたとは認め難い。植民地統治の初期ということもあり、設置数の少なさ、就学率の低さのみならず、「近代学校」としての教育内容そのものも朝鮮人側に受け入れられない場面も多く見られ、その限界性は深刻なものであった。しかし、その一方で、普通学校がこの時期次第にその有効性を確保しつつあったのも事実であろう。普通学校の農業科は、総督府によって初めて政策的に朝鮮人農民の中から近代農学を体得した植民地農政の「担い手」を育成しようとする試みであった。資料的制約からその成否を正確に評価することは難しいが、普通学校で近代農学に触れた朝鮮人が、一〇年代に農村現場に輩出されはじめたことは、二〇年代以降の植民地農政の遂行に多大な影響を及ぼす結果となったと考えられるのである。

やがて三・一独立運動に直面した朝鮮総督府は、教育制度の全面的見直しを迫られ、一九二二（大正一一）年二月、新たな教育制度として第二次朝鮮教育令を制定する。その中で「三面一校」計画の下、普通教育の充実が優先され、実業教育は後退したといわれている。ところが、二〇年代後半に入ると、普通学校で卒業生指導制度や職業科の必須科目化など、実業教育の復活とも呼べる動きが見られることになる。これに関して従来の研究では、三〇年代以降の農村振興運動や皇民化政策との連続性という観点からのみ分析を行ってきた。しかし、本稿で実証的に明らかにしたように、すでに一〇年代の普通学校の農業科にその原型は存在していたのである。今後はこうした本稿の成果を前提として、二〇年代以降の教育政策・農業政策の動向を再検証し、新たな歴史的事実を提示できるようにしたいと考えている。

〔付記〕 本稿は、J S P S 科研費・基盤研究（C）（課題番号25250351）の助成を受けた研究成果の一部である。

註

- (1) 拙稿「併合前後期の朝鮮における勸農体制の移植過程―本田幸介ほか日本人農学者を中心に―」(『朝鮮学報』二二三輯、二〇一二年)参照。
- (2) 農林省農務局編纂『明治前期勸農事蹟輯録』下巻(大日本農会、一九三九年)一七六五―一七六七頁。
- (3) 本稿の執筆に当たり、牛島史彦「農業後継者の近代的育成」(日本経済評論社、二〇〇三年)から多くの有益な示唆を得た。
- (4) 法令では「農業」「農業初歩」と表記されているが、そのままでは教科目として把握しにくいことから、本稿では法令の条文など正式な教科目を示す必要がある場合を除いて、農業科と表記することとする。「商業」「手工」「国語」など他の教科目についても同様である。また、実業科は、「農業」「商業」「手工」など実業的教科目の総称として用いる。
- (5) 一九一九(大正八)年五月末現在で官立普通学校は二校、公立普通学校は四八二校、私立普通学校は三三校であった。生徒数は官立普通学校四六一名、公立普通学校八万四三〇六名、私立普通学校四五二一名であった。なお、官立普通学校の二校は京城高等普通学校附属普通学校と京城女子高等普通学校附属普通学校である(『大正八年朝鮮諸学校一覽』朝鮮総督府学務局、一九二〇年、『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』五三巻収録)。
- (6) 呉成哲「植民地朝鮮の普通学校における職業教育」(『植民地教育史研究年報』三号、二〇〇〇年)。
- (7) 呉成哲前掲論文と同様の視角からの研究として、李明實「日本統治期における朝鮮総督府の「卒業生指導」」(『筑波大学教育系論集』二二巻一号、一九九七年)、井上薫「日帝下朝鮮における実業教育政策―一九二〇年代の実科教育、補習教育の成立過程―」(渡部宗助・竹中憲一編『教育における民族的相克 日本植民地教育史論Ⅰ』東方書店、二〇〇〇年)などがある。
- (8) 稲葉継雄『朝鮮植民地教育政策史の再検討』(九州大学出版会、二〇一〇年)。
- (9) そのほか植民地朝鮮・台湾の初等教育機関における実業教育に言及したものとして、永田英治「実業的理科・作業理科の二重性―朝鮮総督府『初等理科書』『初等理科』と文部省『初等科理科』の教材観―」(『植民地教育史研究年報』三号、二〇〇〇年)、高嶋朋子「大正期「在内地人」教育に関する一考察―台湾高等小学校による中等教育機関の補充と実業教育路線への変更に ついて―」(『同志社女子大学大学院文学研究科紀要』九号、二〇〇九年)がある。
- (10) 森下一期「普通教育における職業教育に関する一考察―1911(M44)年小学校令改正後の高等小学校の実業科を中心に―」(『名古屋大学教育学部教育学科』三五巻、一九八九年)。
- (11) 大河内信夫「戦前小学校で実施された「坪農業」についての一考察―高等小学校農業科の実習との関連において―」(『技術教育学研究』六、一九九〇年)、同「文部省著作高等小学校農業科用教科書の変遷」(『静岡大学教育学部研究報告 教科教育学篇』二二号、一九九一年)。

- (12) 三羽光彦『高等小学校制度史研究』（法律文化社、一九九三年）
- (13) 朝鮮教育令第四条。
- (14) 朝鮮教育令第五条。
- (15) 朝鮮教育令第八条。
- (16) 朝鮮教育令第九条。
- (17) 朝鮮教育令第一〇条。
- (18) 普通学校規則第六条。
- (19) 弓削幸太郎に関して、稲葉継雄前掲書、一九〇〜一九一頁に詳しい。
- (20) 弓削幸太郎『朝鮮の教育』（自由討究社、一九二三年）一三九頁。
- (21) 南庄之助「農村に於ける普通学校の経営」（『朝鮮教育研究会雑誌』九号、一九二六年六月）二頁。
- (22) 「始政五年共進会記念号第四章教育」（『朝鮮彙報』大正四年九月号、一九一五年九月）七五頁。
- (23) ちなみに、日本人生徒を対象とする朝鮮の小学校における農業科の加設状況を見ておくと、小学校三〇〇校中、農業科を課すものは五一校で一七％、商業科を課すものは数校、手工科を課すものは一一五校で三八・三％であった（同右、六一頁）。朝鮮の小学校の場合、普通学校と比較して実業科の加設率が低く、かつ農業科よりも手工科の加設が多いのが特徴であった。これは日本内地の尋常小学校が手工科のみを加設科目としていたことに起因する。ただし、朝鮮では、一九一五（大正四）年三月二五日の小学校令中改正により、尋常小学校第五・六学年に土地の状況によって「農業」もしくは「商業」を課することが可能となった。なお、これについて朝鮮総督府囑託の本庄正雄は、「かく尋常小学校に農業科を課すると云ふことは、まだ内地でも実行されて居ないが、朝鮮総督府で先鞭をつけた事は、先づ大胆なる試みといふべきである」との評価を下している（本庄正雄「尋常小学校に於ける農業科に就いて」（『朝鮮教育研究会雑誌』二四号、一九一七年九月、一頁）。
- (24) 小学校ノ学科及其程度第三条（『明治以降教育制度発達史』三卷、教育資料調査会、一九三八年、三九頁）および森下前掲論文、二二五〜二二七頁。
- (25) 小学校令第二〇条（『明治以降教育制度発達史』四卷、教育資料調査会、一九三八年、四九頁）および三羽前掲書、一五五〜一五七頁。
- (26) 三羽前掲書、一五四〜一五五頁。
- (27) 『明治以降教育制度発達史』四卷、一三二頁、森下前掲論文、二二五〜二二七頁、三羽前掲書、一五九〜一六〇頁。
- (28) 『明治以降教育制度発達史』五卷（教育資料調査会、一九三九年）二八〜二九頁、森下前掲論文、二二五〜二二九頁。

- (29) 『明治以降教育制度発達史』五巻、六七、七一〜七四頁および森下前掲論文、二二五〜二三四頁、三羽前掲書、一五九〜一六〇頁。
- (30) 森下前掲論文、二三四〜二四〇頁。
- (31) 『明治以降教育制度発達史』五巻、八〜九頁および尾崎ムゲン『戊申詔書と教育』(『季刊日本思想史』七号、一九七八年) 九三〜九七頁、千田榮美『戊申詔書の発布とその反響』(『日本の教育史学』四四集、二〇〇一年) 四五〜五一頁。
- (32) 『詔書と文部大臣』(『教育時論』八四七号、一九〇八年一〇月二五日) 三五頁。
- (33) 尾崎前掲論文、九六〜九七、一〇一〜一〇六頁。
- (34) 本間千景『韓国「併合」前後の教育行政と日本』(思文閣出版、二〇一〇年) 六三〜六六頁。
- (35) 『韓国併合二閱スル論告』(『朝鮮統治三年間成績』朝鮮総督府、一九一四年) 附録四頁。
- (36) 『官報』三五四六号(議政府官報課、一九〇六年八月三一日付) 七〇〜七二頁(『旧韓国官報』(復刻版) 二三巻、亜細亜文化社、一九七三年)。
- (37) 『隈本繁吉』『学制及其他二閱スル意見』(『日本植民地教育政策史料集成』(朝鮮篇) 六九巻収録) 八頁。
- (38) 澤誠太郎『農業教育二閱スル意見』(『日本植民地教育政策史料集成』(朝鮮篇) 六九巻収録) 四一頁。
- (39) 朝鮮教育令制定が近づく中で、寺内正毅総督が「学科に於ては実業的科目を多くし、空理空論に走りしむる餘弊ある学科は課せざる方針を採るべし。……教育勅語は本土に於けるが如く、取扱はず寧ろ戊申詔書によりて、修身を説き之に多少儒教主義を加味すべし」との方針を確定したとある(『朝鮮の新教育制度』『教育時論』九二九号、一九一一年二月五日、三九頁)。
- (40) 『普通学校教監講習会情况』(『朝鮮総督府官報』三二五号、一九一一年九月一四日付) 九六頁。
- (41) 『各道内務部長二対スル訓示』(水野直樹編『朝鮮総督報告・訓示集成』1、緑蔭書房、二〇〇一年) 一三六頁。
- (42) 『寺内正毅』『朝鮮学制案ノ要旨』(『日本植民地教育政策史料集成』(朝鮮篇) 六九巻収録) 附表。一方で、隈本繁吉『朝鮮公立普通学校及官立諸学校整理案』や隈本事務官『普通学校教科課程改正要項案』(どちらも『史料集成』六九巻収録)では、農業科の毎週教授時数は空欄となっている。
- (43) 『咸鏡南道普通学校農業施設標準』(『朝鮮教育研究会雑誌』一九号、一九一七年四月) 四一頁。
- (44) 同右、四一〜四二頁。なお、ここでいう咸鏡南道の五大必行事項とは、一九一四年一月三二日公布の咸鏡南道詔告「農事改良必行事項」を指すと考えられる。具体的には、「第一、大豆粒種及品種混同防止」「第二、堆肥製造」「第三、人糞尿ノ使用」「第四、畜牛飼料乾草製造」「第五、畜牛ノ増殖」の五項目である(『農事改良必行事項』『朝鮮総督府官報』四六三号、一九一四年二月一七日付、一七四〜一七七頁)。

- (45) 李軒求「農業科教授に就いて」(『朝鮮教育研究会雑誌』三五号、一九一八年八月)三七頁。なお、李軒求は京畿道・汝山公立普通学校訓導であつた。
- (46) 南庄之助前掲「農村に於ける普通学校の経営」四頁。
- (47) 同右、五頁。
- (48) 前掲「咸鏡南道普通学校農業施設標準」四二〜四三頁。
- (49) 「普通学校に於ける勤儉の徳性涵養」(『朝鮮彙報』大正五年一月号、一九一六年一月)一二八〜二九頁。
- (50) 例えば、隈本繁吉は、教育令制定以前の普通学校について、「此等ノ普通学校ハ何レモ卑近適切ヲ旨トシ実用ノ智識技能ヲ授クルニ力メ当該地方ノ状況ニ応シテ農商等ノ実業科ヲ加ヘ若クハ農圃、農園、学校林等ヲ設ケ学徒ヲシテ勤勞ノ習慣ヲ養ハシメ遊衣徒食ノ弊習ヲ一洗センコトヲ期セリ此等ノ施設ハ地方民ノ歡迎スル所ニシテ現ニ春川ノ如キ群山ノ如キ畜ニ学徒二対スル教育上奏劾シツツアルノミナラズ地方農民ヲ啓発シ彼等ヲシテ来リ做ハシムルモノ尠カラズト云フ」と記述している(隈本繁吉「学政二関スル意見」二二〜二三頁、一九一〇年、『日本植民地教育政策史料集成(朝鮮篇)』六九卷収録)。
- (51) 「学制実施ニ関スル件」(『朝鮮総督府官報』三五五号、一九一二年一月一日付)二頁。
- (52) 前掲「咸鏡南道普通学校農業施設標準」四二頁。
- (53) 同右、四二頁。
- (54) 前掲「農村に於ける普通学校の経営」七〜八頁。
- (55) 「学校林設営ニ関スル件」(『朝鮮総督府官報』三三七号、一九一一年一月一日付)五五〜五六頁。
- (56) 福島百蔵「公立普通学校農業実習に関する意見」(『朝鮮彙報』大正四年七月号、一九一五年七月)一三六頁。福島百蔵は、一九一四年夏に西鮮地方、一五年夏に南鮮地方の各公立普通学校の農業実習状況を視察している。この記事はその視察報告であり、公立普通学校における農業実習の欠点と匡正案が一七項目列挙されている。ちなみに、実習地の適正規模に関しては、平均一人当たり八・七五坪ないしは一七・五坪が適当であるとし、実習生徒八〇人の場合は二反三畝一〇歩(七〇〇坪)ないしは四反六畝二〇歩(一四〇〇坪)程度が適正規模であると述べている。
- (57) 「公立普通学校内地教員夏季講習会情況」(『朝鮮総督府月報』四卷九号、一九一四年一月)一〇八〜一一頁。
- (58) 「実業学校教員講習会」(『朝鮮彙報』大正五年一〇月号、一九一六年一〇月)一九八〜二〇〇頁。
- (59) こうした普通学校の状況は以下の記述によく描写されている。「現今普通学校の児童の年齢を見たら、内地否朝鮮でももう専門学校を終へて実社会に活動する年齢の中のものには未だ多い。何処の普通学校へ行つて見ても丁度都会に高い煙突がポツポツ有るが如く、細まい十二三歳の児童中に太くて背の高い、而も鬚も先生より多く生やして、子女まで持つたやうなものが交つて

- 居る」(趙炳奎「普通学校の漢文教授について」『朝鮮教育研究会雑誌』三七号、一九一八年一〇月、四〇頁)。
- (60) 大野謙一『朝鮮教育問題管見』でも、「農業初歩の如きは教育令実施後日ならずして殆んど総ての農村学校に之れが実施を見、実習地の得易きこと収容児童の年齢の長じ居ること等の好条件と相俟て事実上重要な必須科目の一つとして顕著なる成績を挙げることを得たことである」と記述されている(大野謙一『朝鮮教育問題管見』朝鮮教育会、一九三六年、六一頁)。
- (61) 「公立普通学校講習会状況」(『朝鮮総督府月報』二卷八号、一九一二年八月) 九四〇九五頁。
- (62) 「普通学校に於ける勤儉の徳性涵養」(『朝鮮彙報』大正四年二月号、一九一五年二月) 一〇二〇一〇三頁。
- (63) 「学校に於ける施設が地方の教化に好影響を与へし事例」(『朝鮮教育研究会雑誌』三〇号、一九一八年三月) 二六〇二七頁。
- (64) 南庄之助前掲「農村に於ける普通学校の経営」一三〇一七頁。
- (65) 大河内前掲「戦前小学校で実施された「二坪農業」についての一考察」参照。
- (66) 前掲「農村に於ける普通学校の経営」一三〇一七頁。
- (67) 同右、一七〇一八頁。
- (68) 前掲「普通学校に於ける勤儉の徳性涵養」(『朝鮮彙報』大正五年一月号) 一二七〇二八頁。
- (69) 同右、一二八頁。
- (70) 前掲「公立普通学校長講習会状況」九三〇九四頁。
- (71) 「公立普通学校の卒業生指導」(『朝鮮彙報』大正四年一〇月号、一九一五年一〇月) 一二七頁。
- (72) 同右、一二七〇二八頁。
- (73) 『大正五年十二月農業学校長会同聴取事項答申書』(朝鮮総督府、一九一六年) 八七〇八九頁。
- (74) 同右書、八八頁。
- (75) 同右書、九〇頁。
- (76) 「新設公立普通学校ノ状況」(『朝鮮総督府月報』二卷一〇号、一九一二年一〇月) 一二二頁。
- (77) 弓削幸太郎も一〇年代を回顧して、「万一普通学校で漢文を教へなかつたなら当時学校に生徒を送る父兄は殆んど絶無であつたと信ずる」と率直にのべている(弓削幸太郎前掲書、一三八頁)。
- (78) 前掲「普通学校の漢文教授について」三八〇三九、四二頁。
- (79) 前掲「大正八年朝鮮諸学校一覽」二二七〇二八頁。
- (80) 高木善人「書堂に就て」(『朝鮮教育会雑誌』三三号、一九一四年九月) 一三三頁。
- (81) 大塚忠衛「普通学校に於ける作業訓練」(『朝鮮教育研究会雑誌』三〇号、一九一八年三月) 九頁。



- (82) 前掲「咸鏡南道普通学校農業施設標準」四〇〜四一頁。
- (83) 一九一〇年代の普通学校に対する朝鮮人側の認識を示す資料として以下のような記述もある。「然るに学校は書室とは違ひ、農業実習をやつたり、体操をしたりして、彼等の不必要と考へる事をなす故に、一部分の人は子弟を学校に出さないのである。此の外学校には、遊ぶ時間が多いとか、或は漢文が足りないとか等種々雑多の非難を言ふ」(金漢奎「生徒募集四年間の所感」『朝鮮教育研究会雑誌』三五号、一九一八年八月、二八頁)。
- (84) 古川宣子「植民地近代社会における初等教育構造―朝鮮における非義務制と学校「普及」問題―」(駒込武・橋本伸也編『帝國と学校』四章、昭和堂、二〇〇七年)。
- (85) 農業学校に関しては、拙稿「一九一〇年代の朝鮮における公立農業学校―植民地期朝鮮の勸農体制と関連して―」(『東北亞文化研究』一三、二〇〇七年)、簡易農業学校に関しては、拙稿「一九一〇年代の朝鮮における簡易農業学校―朝鮮の実業補習学校の前史として―」(『海外事情研究』三八巻二号、二〇一一年)を参照されたい。
- (86) 芳尾喜太郎「我校に於ける第一学年初期の取扱に就きて」(『朝鮮教育研究会雑誌』五四号、一九二〇年三月)四三〜四四頁。